

下水道法及び下水道条例による水質規制の概要

規制の目的	根拠条文	規制の手段	対象事業場	下水排除基準	水 質 項 目	備 考	
下水道施設の機能保全と損傷防止	法第 12 条	除害施設の設置等	排水区域内の事業場 (処理場の有無にかかわらず)	条例で規定(法第12条第1項)	温度、水素イオン濃度、 ホルムアルデヒド 抽出物質含有量(鉱油類、動植物油脂類)、よう素消費量		
放流水の水質確保	法第 12 条の 2	直罰適用による下水の排除の制限	処理区域内の事業場 (処理場を設置している下水道に限る)	有害物質を扱う特定事業場 (水量による裾切りなし)	法第 12 条の 2 第 1 項、令第 9 条の 4 で規定	処理困難物質 有害物質：カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チベンカルブ、ベンゼン、ダイキシン類、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジチオキサン	上乘せ条例による数値を下水排除基準とする
				50 m ³ /日以上の特定事業場	法第 12 条の 2 第 1 項、令第 9 条の 4 で規定	処理困難物質 有害物質：上記と同じ 環境 6 項目：フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物	上乘せ条例による数値を下水排除基準とする。上乘せ条例による裾切りの縮小あり
					条例で規定(法第 12 条の 2 第 3 項、令第 9 条の 5) 市条例第 12 条	処理可能項目 アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、 ホルムアルデヒド 抽出物質含有量、窒素含有量、りん含有量	上乘せ条例によりアンモニア性窒素等、窒素及びりんの数値が定められているときは、その 3.8 倍、2 倍、2 倍を乗じた数値を限度に下水排除基準を定めることができる
	法第 12 条の 11	除害施設の設置等		①法第 12 条の 2 の適用を受けない下水を排出する特定事業場 ②非特定事業場	条例で規定(法第 12 条の 11 第 1 項、令第 9 条の 10、第 9 条の 11) 市条例第 14 条	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チベンカルブ、ベンゼン、ダイキシン類、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジチオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、 ホルムアルデヒド 抽出物質含有量、窒素含有量、りん含有量 (その他) 地方公共団体の横出し条例による規制項目(ニッケル、アチレン等)	温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量を除き、上乘せ条例が定められている場合、処理困難物質はその数値を下水排除基準とし、処理可能物質は温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量を除き最も厳しい値としてその数値を下水排除基準とすることができる(注 3,4,5)

(注 1) 特定事業場とは、水質汚濁防止法に定める特定施設の設置者又はダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準対象施設の設置者を指す。

(注 2) 温泉を使用しない旅館業は、排除の制限の適用を除外する。

(注 3) 窒素含有量、りん含有量についての排水基準が放流水に適用され、かつ上乘せ条例が定められている場合には、最も厳しいものとしてその 2 倍までの数値を下水排除基準とすることができる。

(注 4) アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について上乘せ基準が定められている場合には、最も厳しいものとしてその 3.8 倍の数値までを下水排除基準とすることができる。

(注 5) ダイオキシン類についての排水基準が終末処理場の放流水に定められている場合のみ、除害施設の設置等に係る排除基準を定めることができる。

(注 6) 総水銀とは、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物をいう。

(注 7) アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素をいう。

下水道法の規定に基づく下水排除基準

対象物質又は項目		終末処理場を設置している公共下水道の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者
		特定事業場		非特定事業場	
		排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満		
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	—
2	シアン化合物	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	—
3	有機りん化合物	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	—
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	—
6	ひ素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—
7	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	—
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	—
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	—
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	—
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	—
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	—
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
20	チウラム	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	—
21	シマジン	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	—
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	—
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—
25	ほう素及びその化合物	河川	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	—
		海域	230 mg/L 以下	230 mg/L 以下	—
26	ふっ素及びその化合物	河川	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—
		海域	15 mg/L 以下	15 mg/L 以下	—
27	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	—
28	フェノール類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	—
29	銅及びその化合物	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	—
30	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	—
31	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	—
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	—
33	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	—
34	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	10 pg-TEQ/L 以下	10 pg-TEQ/L 以下	—

35	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380(125) mg/L 未満	380(125) mg/L 未満	380(125) mg/L 未満	—
36	水素イオン濃度(pH)	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5を超え9未満
37	生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300)mg/L 未満	600(300)mg/L 未満	600(300)mg/L 未満	—
38	浮遊物質(S S)	600(300)mg/L 未満	600(300)mg/L 未満	600(300)mg/L 未満	—
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉍油類 5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
		動植物油脂類 30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下
40	窒素含有量	240(150)mg/L 未満	240(150)mg/L 未満	240(150)mg/L 未満	—
41	りん含有量	32(20) mg/L 未満	32(20) mg/L 未満	32(20) mg/L 未満	—
42	温度	45(40)℃未満	45(40)℃未満	45(40)℃未満	45℃未満
43	よう素消費量	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満
44	その他の規制項目	生物化学的酸素要求量に類似した項目(COD等)及び大腸菌群数を除き、地方公共団体の横出し条例で終末処理場からの放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を下水排除基準として条例で定めることができる。			—

(注)

- ① 枠内は政令(第9条の4)で定める一律基準を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場は、処罰されることがある(法第46条の2)。
- ② 枠内は条例で定める基準を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道への下水の排除を一時停止するように命令することがある(法第38条第1項第1号)。
- ③ 枠内は条例で定める基準の限度(最も厳しい値)を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、公共下水道管理者は、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するように命令することがある(法第38条第1項第1号)。
- ④ 「**太字**」は、直罰対象の排除基準を示す。
- ⑤ 現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者には、**水質汚濁防止法**が適用される。
- ⑥ No.1～No.33 は**水質汚濁防止法**に規定する特定施設の設置者に適用する基準を示し、No.34 は、**ダイオキシン類対策特別措置法**に規定する水質基準対象施設設置者に適用する基準を示す(令第9条の3第1項)。
- ⑦ No.24, No.25, No.26, No.35, No.40, No.41 についての直罰に係る基準は、業種又は施設により定められた期間内で暫定基準がある。
- ⑧ No.8 のアルキル水銀化合物の下水の水質の検定方法等に関する省令による検出下限値は、0.0005mg/L である。
- ⑨ No.25, No.26 に係る基準のうち、「河川」欄は、河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示し、「海域」欄は、海域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示す(令第9条の4第1項)。
- ⑩ No.28～No.33 までは、排水量が50 m³/日未満の事業場に対しては、排除の制限の適用が除外されるが、上乘せ基準により水量裾切りの縮小がある場合には、その水量に対して排除の制限が適用される(直罰の対象となる)(令第9条の3第1項)。
- ⑪ No.34 は、下水道からの放流水にダイオキシン類の排水基準が適用される場合にのみ、条例で除害施設の設置等の義務付けに係る下水排除基準を定めることができる(令第9条の9第1項, 2項)。

- ⑫ **ダイオキシン類対策特別措置法**に基づく特定事業場（水質汚濁防止法の特定施設に該当しない場合）は、ダイオキシン類のみが、水量に係わらず直罰対象であり、これ以外の項目は水量に係わらず除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準が適用される（**令第9条の3第1項**）。
- ⑬ No.36, No.39, No.42, No.43 については、終末処理場が設置されているか否かに関わらず、下水道施設の機能保全の観点から、**法第12条**に基づき、条例により基準値が定められる。
- ⑭ No.35 は、特定事業場の場合、**下水道条例**で基準を定めると、排水量に関わらず直罰の対象となる（**法第12条の2第3項, 第5項, 令第9条の6第1項**）。
- ⑮ （ ）内は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準の限度を示す。ただし、基準を定めることができるのは、該当する施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の1/4以上であると認められる等の理由がある場合に限定されている（**令第9条の5第2項**）。
- ⑯ No.36～No.41 について排水量 50 m³/日以上で特定事業場の場合は下水道条例で基準を定めると直罰の対象となる（**法第12条の2第3項, 第5項, 令第9条の6第1項**）。
- ⑰ No.40, No.41 は、下水道からの放流水に窒素、りんの水質基準が適用される場合にのみ、下水排除基準が適用される（**令第9条の5第1項**）。
- ⑱ No.40, No.41 は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の2倍（製造業は1.25倍）が条例で定める下水排除基準の限度となる（**令第9条の5第1項**）。
- ⑲ No.35 は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の3.8倍（製造業は1.25倍）が条例で定める下水排除基準の限度となる（**令第9条の5第1項**）。